

無線 LAN 作業班設置要綱

1997年（平成9年）2月18日
第10回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、「小電力データ通信システムの無線局の無線設備標準規格」（RCR STD-33）等の通信プロトコル等の検討を行うため、無線LANシステム作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、RCR STD-33等の改訂等の原案を作成する。

3 構成

- 一 作業班は、細則第19条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第20条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。